

## ●60歳以降の収入確保は誤解が多い?

40歳代後半～50歳代の会社員向けに、ライフプラン&セカンドキャリア（定年退職後の働き方や社会との関わり方）のセミナーと個別相談会の講師を定期的に行っています。

セミナー参加者のほとんどの方が60歳以降も働き続けたいと希望されています。また、定年に近い50歳代の方々は、60歳の定年以降のライフプランについて、家族で話し合うこともあるものの、漠然としかお考えでなく、将来自分が受けることができる公的年金、雇用保険などの現実を知ると驚かれます。

とりわけ、ライフプラン上重要な「60歳以降の収入の確保」に関しては、誤解が多いようです。

## ●誤解その1～「60歳以降の雇用」

現在、国民年金（老齢基礎年金）の支給開始年齢は65歳からです。また、厚生年金保険（老齢厚生年金）は2001年度から段階的に支給開始年齢が引き上げられつつあり、男性1961年・女性1966年4月2日以降生まれの人は全員65歳からの支給となります。

すなわち、60歳で定年退職を迎えると、年金の支給開始年齢まで収入がなくなる空白の期間が生じることに。この長さは人によって違いますが、1～5年になります。

そこで国は、従業員が希望すれば、65歳まで雇用が継続するように法を整備し、少なくとも年金支給開始年齢までは雇用が確保され、空白期間に無収入となる可能性は低くなりました。

その場合、従業員の60歳以降の雇用は次の3つの対応方法があり、どれを導入するかは各社の判断に任されています。

## ①定年を延長する

## ②定年制度を廃止する

## ③65歳まで雇用を継続する

会社はできるだけ雇用を確保しつつも、人件費は抑えたいと考えているため、③を選択しているところが多くなっています。ところがこの③について、「65歳までの雇用が約束されている」と勘違いされている方がとても多いのです。

③の方法では、60歳でそれまでの雇用契約はいったん終了し、新たに雇用契約を結び直します。雇用契約を結び直す場合、最低賃金などの雇用に関する法律をクリアすれば、フルタイムあるいはパートタイムといった労働時間、賃金（大幅なダウンもOK）、待遇（賞与・退職金の有無など）といった労働条件は会社が決めることができます。実際の労働条件を見ると、「60歳以降は1年単位での契約更新」、「給与は60歳時の40%～70%程度」、「賞与・退職金の支給はなし」…となっている会社が圧倒的に多くなっています。

60歳以降の働き方を考える上では、60歳時点で住宅ローンがかなり残っている、子供が学生で教育資金がかかる、親の介護の費用を負担している、などといった個別の事情を十分に考慮して、これに見合う収入を確保したいところですが、「自分の会社の雇用継続時の労働条件がどうなっているか」を把握している方は少ないようです。

## ●誤解その2～「年金額」

誤解の多さは「年金額」でも。現在、ねんきん定期便が年1回送られてきますので、将来受け取る年金額を知ることができます。50歳以上の方は次の3点に注意しましょう。

①「受取見込額」は現在の加入条件で60歳まで継続加入した場合の年金額。60歳になるまでの間、大幅な

給与ダウンや転職をした場合には記載されている年金額と大きく異なることもあります。

②「厚生年金基金加入期間」については代行部分の年金額は除外されています。基金加入歴が長い方は、別途、基金分見込額の確認が必要です。

③加給年金額や振替加算など加算分の記載がありません。条件を満たす子供や配偶者がいる場合の加算金が加味されていません。

50歳以上の方は、年金事務所などで自分の加入記録に基づく年金見込額が計算できますので、一度相談されるとよいでしょう（できれば配偶者も一緒に）。その際、60歳以降の働き方・労働条件を考慮した年金見込額も計算できますので、具体的にリクエストして試算してもらいましょう。

## ●65歳以上も働く社会到来?

今年1月からは65歳以上でも新規で雇用保険に加入できるようになりました（2020年3月末までは雇用保険料の負担なし）。「生涯現役」、「一億総活躍時代」の観点から適用を拡大したようですが、雇用保険の介護休業給付や教育訓練給付も受給できるようになるということで65歳以上の就労意欲を高め、これからは高齢者もどンドン働こう!という社会が作られつつあるような気がします。

このような法整備が進むと、その先には、高齢者も雇用が確保されているのだから、「繰り下げ支給を選択して支給開始年齢を先送りしよう」、「年金の支給開始年齢を遅らせよう」などといった流れができるのではと思います。

今、40歳代から50歳代が、近い将来影響を受けることになる制度改正が目まぐるしく行われています。自分たちにはまだ先のことといわず、最新の情報を得るためにもライフプランセミナーなどに参加し、60歳以降のライフプランやセカンドキャリアについてお考えになることをお勧めします。